

〔共同研究〕

『仙芥集』翻刻②

中世東国仏教研究会

はじめに

『仙芥集』は、中世鎌倉の地で精力的な受法活動を行った真言僧定仙の受法記録である。そのテキストは管見の限り称名寺聖教（神奈川県立金沢文庫保管）にのみ伝存しており、当研究会ではそのテキストを底本として翻刻研究を行っている。

称名寺聖教本『仙芥集』は全三十部という大部のテキスト群であるので、全体の翻刻、全貌の把握には時間を要する。研究会では各メンバーに担当するテキストを割り当てて翻刻作業を進め、その推敲を全員で行う形で、現在も継続して研究を進めている。

昨年度の年報ではその第一弾として定仙と『仙芥集』について概説し、称名寺聖教『仙芥集』全冊分の書誌データを掲載した上で、十三函一―一の翻刻を掲載した。本稿では十三函一―四、七、八の三本について解題を付し翻刻を掲載する。なお、本来は前回の続きである十三函一―二から翻刻すべきであるが、諸般の事情により完成した順に掲載することとした。ご了承願いたい。

解題

今回翻刻したテキストは十三函一―四、七、八の三本である。その書誌データと共に内容を概説する。

①【十三函一―四】

〔外題〕 仙芥集

〔角書〕（表紙右上）二十三帖内（表紙中央）公然―果性不可説即是密藏本分事／無相修行間事／真言利益仏果利益事／顕教不知温育方便事／遮情円極不用真言表徳事／真言無相不可落空見事／真言三形為如来本有徳事／真言表徳為真善妙有仮事

〔本文残存状態〕 完全 〔書写者〕 釧阿 〔装丁〕 綴葉 〔紙数〕 四紙八丁

〔料紙〕 楮紙 〔法量〕 一四・五×二二・三 〔行格〕 十二行×十四行

〔手沢者名〕 釧阿（梵字）（表紙右下） 〔加點等〕 訓点あり 〔保存状態〕 修理済

〔識語〕 正応三年正月三十日記之、定仙一交了、

本冊には教学上の諸問題についての口伝が記されており、事相に関する受法記録が大部分を占める『仙芥集』の中では特殊と言える。表紙に名前が出る「公然」については詳らかでないが、『諸流灌頂秘蔵鈔』には「三宝院御流意教上人方萬徳寺相承血脈」にその名が見え、^①『野沢血脈集』巻二には、

三宝院流定海付法九人の内、遮那院大輔僧都覚鏡の血脈。

侍従阿闍梨経寛の付、大納言僧都、了^②上人。

とあり、三宝院御流や三宝院流の末流である遮那院流を相承していた人物であることが分かる。また上の記述から本文中に頻出する「了一上人」が公然の事を指していることは間違いない。『綜佛紀要』の前号に翻刻を掲載した十三函一―は三宝院流の胎蔵道場観についての口伝を記したものであるが、そこでも「了一上人云」として度々登場した。これらから、定仙が了一上人公然から三宝院流に関し多岐にわたる伝授を受けていたことは想像に難くないが、一方で法流相承の証拠となるような資料は見当たらず、定仙と公然がどのような関係であったかは不明である。

②【十三函一―七】

〔外題〕 仙芥集

〔角書〕（表紙右上）二十三帖之内（表紙中央）三宝院／不動法印相等／十四根本／施餓鬼法不審／灌頂護摩事／兼実卿如意珠観事／印相不審等

〔本文残存状態〕 完全 〔書写者〕 釧阿 〔装丁〕 綴葉 〔紙数〕 六紙十二丁

〔料紙〕 楮紙 〔法量〕 一四・五×二二・二 〔行格〕 十二行

〔手沢者名〕 釧阿（梵字）（表紙右下）〔加点等〕 合点・訓点あり 〔保存状態〕 修理済

〔識語〕 正応三年十月五日記之、定仙

本冊も三宝院流の口伝について記したものである。文中には「親玄」という記述が頻出するので、これが三宝院流の末流である地蔵院流の親玄（一二四九―一三二二）の口伝を中心にしたものであることがわかる。既に拙稿でも指摘した通り、幕府の祈祷勤仕僧として鎌倉に下向していた親玄の日記『親玄僧正日

記』にも定仙が親玄の止住寺を度々訪れたことが記録されており、両者が親しく交流していたであろうことが窺える。

表紙角書には「不動法印相等」というのが始めであるが、内容を見てみると冒頭には「印相不審」と題された金剛界次第の印の結び様についての口伝が記されている。その他の内容は角書の通りであり、概ね親玄の口伝を記したものであるが、同じ三宝院流の系統の意教上人頼賢の口伝と比較している部分もあり興味深い。

③【十三函一―八】

〔外題〕 仙芥集

〔角書〕（表紙右上） 二十三条内（表紙中央） 三宝院／并招魂法事／普賢延命法／仁王経／親玄僧正口伝

〔本文残存状態〕 完全 〔書写者〕 鋞阿 〔装丁〕 綴葉 〔紙数〕 四紙八丁 〔料紙〕 楮紙 〔法量〕 一

四・四×二二・二 〔行格〕 十ゝ十二行 〔手沢者名〕 鋞阿（梵字）（表紙右下）

〔加點等〕 合点・訓点あり 〔保存状態〕 修理済

本文冒頭に、

仁王経法 以光宝本於大政法印「奉受」 正応五年正月二十六日

とあることから分かるように、本冊は正応五年（一二九二）一月二十六日に定仙が大政法印親玄から受法した仁王経法についての記録である。表紙角書には右から「并招魂法事／普賢延命法／仁王経／親玄僧正口伝」とあるが、初めの二行「并招魂法事／普賢延命法」は後から書き添えたものであり、本文でも仁王

経法の口伝に続けてそれぞれ半丁ずつ簡潔に記されているのみである。本書では親玄の口伝を記した後、「私云」として定仙自身の私見を述べた部分もあり、その中で先にも挙げた了一上人公然の口伝を紹介する部分もある。

なお本稿は、十三函一―四は中保之が、十三函一―七は竹岸貞嗣が、十三函一―八は牛久智充がそれぞれ翻刻を担当し、それを研究会メンバー全員が検証したものである。「はじめに」と「解題」は大八木隆祥が担当した。

【参考文献】

『称名寺聖教目録』全三巻、文化庁文化財部美術学芸課（2006）

『仙芥集』翻刻

〔凡例〕

- 一、略字を含め、原則として新字体で統一する。
- 一、合字は新字による一般的表記に改める。漢数字の略字についても同様である。
- 一、繰り返し記号について、漢字は「々」、仮名は「々」に統一する。
- 一、脱字の挿入箇所に記載された小さい丸は○で表記する。その傍に記載されている挿入する文字については、○の下の（ ）中に記す。

一、文字の接続を示す「」は略す。

一、送り仮名に用いる略字・合字は読み通りの表記に改める。(例) シテ、トモ、コト
一、声点は、字に対する位置や丸の数を () 中に記す。(例) (声右下○○)

①【十三函一—四】

〔表紙〕

029L

(右) 二十三条内 keM a (鈕阿)

(中央) 公然事

果性不可説即是密藏本分事

無相修行間事〈菩薩々々已祈修行事〉

真言利益仏果利益タル事

顕教不知温育方便事

遮情円極シテ不用真言表徳事

真言無相不可落空見事

真言三形為如来本有徳事

真言表徳為真善妙有仮事

(左) 仙芥集

〔本文〕

二教論上云

論曰十地論_ト及五教_ノ性海

不可説_ノ文_ト与彼龍猛菩薩不

二摩訶衍_ハ性海不可説

言_ハ懸_ハ會_ニ所謂_一因分可

説者_ハ顯教分齊_{ナリ}果性不

可説_{ト云ハ}即是密藏_ノ本分也_文

了一上人云故胎日房云言_ハ懸

會者、言_ハ同_{ニシテ}意別也 其

故_ハ花嚴_ノ果海_ハ顯教_ノ果

海也 尺論_ノ果海_ハ即如_{キニハ}大師

御尺_一即真言也 故果海_ニ可

有淺深_一也 如遠山_ノ松_ノ

喻_ハ口_ハルカナル山_ニ松_ノ二本

一才

三本アルハトヲクシテ見レハ一

本トミユル也 今亦爾也 一

往見レハ此言同也 一乘性見トハ

顯密不同也 (云云)

果性不可說即是密藏、

本分也^文 此即真言ノ標

德也 此本分言中、越八

葉^一唯仏与仏ノ無相深理

可有之^一 (云云)

又云^レ諭曰此宗ノ所觀不過三諦□^一

一念心中ニ即具三諦^一 以此^一

為妙^一至^ハ如^キニ彼ノ百非洞遣^シ

四句皆亡^也唯仏与仏乃能

究尽^一此宗他宗、以此^一為

極^一此則顯教關楔^{ケツ}ナリ但

真言藏家ニハ^一以此^一為入道

初門^一不是秘奧^一仰覺、

薩埵、不可不思□^一文^一以此

為入道初門^一者、以顯教ノ遮

一ウ

詮理_一為入道初門_一真言

初門也 仰覺薩埵者

真言行人也不可不思_一者

標德_ト越八葉_一無相ノ理_ト二

アリ 標德ノ上ノ無相ノ理_ハ真

言ノ遮詮也指此等義_一不_ト

可不思議_シ御ス也 〔高野常義_ハ唯表

徳許也 能絶離_ハ頭教所絶

離_ハ表徳也 越八葉_一無相理_ハ

故上人ノ意_{ヨリ}ソヘタリ

了一上人云常_ニ人ノ云諸教絶

理_ハ密藏本_分文

果性不可説即是密藏本

分也ノ文_ヲ如_ク此_一記_テ義_一云歟

若_ハ別_ニ開提等ノ中_ニ有歟

分明_ニ不覺_一但付此言_一

故上人云諸教絶理者諸

教遮情至極也 密教ノ

本分者直_ニ指越_ル表徳_一

二才

二ウ

無相理也 其故者九種
住心、遮情円極シテ其後
果海ノ上ノ表徳顕現ス此ハ
法爾本來ノ真善妙有ノ
表徳也 仏説此表徳始
非説之ニ説本有法也
遮情円極シヌレハ不著此
表徳ニ直入越表徳ニ無
相理ニ也 此即真言ノ遮
情也 其ト云ハ諸教ノ絶理
不ス留表徳ニ不シテ著ニ越テ入也
故諸教ノ絶理、密ノ藏ノ
本分 無相理也ト尺シ御ス也
但非会同ニ此ハ越表徳ニ
理也 顕教遮詮理ハ未
越之ニ也 雖有淺深ニ遮
情面ハ同也

已上故上人義也

三才

無相修行事

又云唯有明朗更無一物ノ心ヲモ

捨テ住ル無分別觀一時ハ

法性寂然名心寂而常

照名觀ノ義也 此大日經ノ

大空ノ義也 此時ハ与禪

門無爾一同也、此位ヨソハ行

住坐臥皆是密印、舌

相言悟皆是真言也、

雖法則阿闍梨一有此修

行分一也 證ハ雖初地一修行ハ

在初地已前口ニ行住坐臥

住大空三昧一是真言中

云一也 ハ云云 諸尊字輪觀

便無分別觀事皆同

之 ハ云云

真言利益皆仏果利益事

又云入重玄門倒修凡事

利衆生一者ハ顯教意也

三ウ

四才

顯教ハ不談果地ノ上ノ利

益一故ニ如此一説之ニ也

○(利) 衆生ニ者皆因位ノ利益ト

云也 密教ハ不爾一四重

界会ノ利益、直ニ仏果ノ

利益也 仏果ノ上ヲ隨

機一利之ニ非因位方便一

直仏果ノ方便ト説ク也

顯教不知温育方便事

住心品疏云常途ノ諸論ニハ嘆シテ

沙羅樹王ノ莖葉花果未

知温育方便一文

沙羅樹王者喩仏一也 顯教ハ

唯嘆仏ノ徳一許也 未知

仏果ノ生長方便一也 不知

三密修行一故(云云)

遮情円極シテ用真言表徳事

ハクヤカツル(8)キハツハモノニ非レハ

四ウ

返テ害其身一知運用ノ

五才一

方便一用之二時、此ツルキハ

用ニ立ツ也 以九種住心一

遮情円極スル機、住シテ無

相心口ニ此上ニ用真言表

德一也 住無相ノ心一故、不

著表德一也 不シテ著表德一

直入無相心一此即越八

葉一無相也 唯仏与仏

境界也 此機用ハクヤ

カツルキヲ人也 不ル遮情一

人、以有相心一住レハ表德

心口ニ返テ著シテ有相ニ召ク失ラ

也 非ルツワモノニ人、ツルキ

キヲ用ルカ如シ

五ウ一

真言無相不可落文空見事一

了一上人云真言越八葉無

相理ハ寂照同時觀也 有

上人ノ真言ノ無相ノ理ヲ被ル申一

落空見^一也 真言ノ心実

相ノ觀解ハ寂照同時ノ觀

也 不落空見^一不著假

觀^一直住法性中道心^一

無念無相寂照同時也

故上人義也 故上人義ハ

会不落空見^一（云云）

真言三摩耶形為如来

本有表徳事

了^一上人云有上人云五古三

古独古等イクサノ具足也

諸仏智徳、喩ル害ル^二煩惱□^一ヲ

也（云云） 此即不然故上人^モ

其義ヲ不被申^一四種

曼陀中ノ三摩耶曼陀

羅ハ非イクサノ具足^一諸

仏果徳ノ表示也 表五智

三部法界体性智^一也 大日

如来^モ始^テ非^ス説^之無始本

六才^一

六ウ^一

有本来常住ノ三摩耶

曼陀羅也 仏果ノ上ノ徳也 〈云云〉

真言表徳真善妙有_一仮_{タル}事

了一上人云疏中用三諦義_一

四重曼陀羅九会万陀羅_ハ

三諦中_{ナカ}ノ仮也但頭教_{ニハ}

唯三千依正也仏果時_ハ

云妙仮口_一ト唯三千許也

密教中_{ニハ}四重九会也

此異也妙仮義_ハ不違_一也

トカノ尾_ニ明恵上人ノ御作_ニ

随妄秘密記_{ト云文アリ}

其中_{ニ云ク}頭教_{ハ物ヲ}

云_ヒ残_ス密教_{ハ物ヲ}

云_ヒノコサスト 〈云云〉

正応三年正月三十日記之

定仙

七才

一交了

七ウ

②【十三函一―七】

〔表紙〕

二十三帖之内 KeM a (鈔阿)

不動法印相等 (十四根本)

三宝院 施餓鬼法如宝

灌頂護摩事

兼^サ実^子卿如意珠觀事

印相如意等

仙芥集

〔本文〕

印相不審

一結印「様如何 親玄云金

剛持遍札高結之^一 又袖

下^{ニシテ}不結之^一 定印^ハ齊^{ホツ}

下^{ニシテ}結之^一 四仏繫慢^{マヤ}結

印^一ウチヲ^クウ故^ニ高^ク結之^一

甲冑結冑^ハ高^ク結之^一 除^テ

此等印^一其^ノ外^ハホソノ上^ニ

ム子ノ下^{ニシテ}結之^一コト^クク

シカラスシテ結也 又此等^ノ

印^ノ外^ハ袖^ノ下^{ニシテ}結之^一也^ハ已上^レ

一才^レ

一 四仏繫慢^{マヤ}ト可読^一ケイ

マント付^{タル}事アリヒカコト也

一 結四仏繫慢^{マヤ}様如何

親玄云結四仏本印^一此^ラ

トイテ二頭^ラモテ三タヒ

マトイテマトワルユヒノサキ

ヲスコシカ^クメテヒタイニ

打^ラクイテ結次印^一也 無

舞儀^一二頭指ノサキヲ

ヒキノケルヤウニシテ二寸許

モツヒトアリ 是^ハヒカコト也

ヒキノケスシテマワセルユヒヲ

カ^カムル許也 カ^カメテ打ヲ^ウウ也 (云云) 一ウ^ウ

一ユヒノサキヲマトウ時^ハサキヲ

互^ニサシチカヘテマワス也

ユヒノサキヲ一寸許ノケ

テマワスハヒカ事也

一結胃印如何 親玄^ニ云配^{ハル}

処^ハ如本文^ニ結^フ様^ハ如四

仏繫慢^(マヤ)一打ヲ^ウワサル許

也 二頭指^ノサキヲチカヘ

テミタヒ結^テユヒノサキ

ヲスマシカ^カムル也 每処^一

一々如此^一 (云云)

一金剛界羯磨会喜菩薩印事

二拳当心^一作弹指^一 文

親玄法印云〇サシ合^{セテ}三^{タヒ}

弹指^ラナス也 二拳^ラ

二才^一

幢菩薩印事

右拳立肘一置左拳上一文

親玄云ニクシ一左拳ヲ

右ノ拳ノ半ニ已下ニ付之

（云云）

二ウ

不動次第

大精進惠鋸密印、

可読一親玄説也

印ノ結ヒ様如何 親玄云

風屈初節ニ合峯一跏

空ノ上節一文 如此文一者ハ

二風ノサキヲニ大指ノツメ

ノ上ヘカケタリト見タリ

雖爾一相承印ハ不爾一如

普供養印一金剛合掌シテ

二頭指、作ル宝形ニ二大

指並ヘ立ル也

三才

十四根本印

第一印 親玄云独古印也

朱付云師主云以右空入

左虎口也 親玄自結之

故以右大指越シテ左大指

結之也 私云如勸修寺

独古印一〈云云〉

第二印 親玄云 如朱付注一

第三印 親玄云 如朱付一

返ス印也故ニ右上成ル

義アリ一〈云云〉

第四印 先右ミキ 次左ヒタリ

親玄云 加持眼一 次第也

朱付注云二空並入也文

親玄云可用此一也

第五印 朱付注云二火ノ

側ホトリサツケル 趾也 師結ヒ此印一指ニ

二少ヲサシコンテ二火ノ中節ヘ

至ス也 印少開口一形也

者二空ヲヲシツケスアケテモ

三ウ

ツ也

第六印 風空如彈指^一

親玄云ハ之（声左下〇〇）カス但如シ可^スキカ

四才^一

彈指^一

第七印

甲印^{カウノ}ナリ 師不知之^一

二大二中二小、各合^テ面^一成

三古形^一也^文 親玄云二頭ハ

如上ノ説^一住^{トケム}火ノ初節^一

二無明^モ如上ノ所説^一二水

如^スヘシ宝形^一ノ下ハ出異許^一也

仍此印准彼等説^一 二火

二地二空各立合^テ可^ル作^ル

三古^一歟、師云出^{カハル}異上^一

処許^一也（云云）

第八印 親玄云惡^{アシヤハ}叉波^ハノ印^ハ

上ノ朱点^ツ印ノ上ニ右ノ風指

許^ヲ開^ク也

四ウ^一

第九印 親玄云右ノ風^ヲ豎^テ

跬^{サウ} 左ノ中指ノ下ノ文^ワ也左ノ指^ル
サキハ如クザンカ(声左下○○)イノ印ノヒ
ウニモツ也

第十 空^ヲ出^セ火風ノ間^ニ

親玄云面^モニ空ヲサキヲ

サシ合^{スル}也 朱付^ニ

火水地中節相^(マ)柱者師云

此^モサシ合^{スル}也(云云)

五才

第十一 朱付注云ニ火頭

相柱^(マ)也^文 親玄云右ノ火ノ

サキヲ左ノ火ノ中ノ節ニサ

シ付也 注此義也 右ノ印^ト

左ノ印^トヲサシヨセテ右ノ

無明指^ヲ左ノ小指ノ下ノ文^ニ

サシヨスル也 観風ハ付火

節^一者 親玄云非屈

風^一唯風指^ヲ申^{ヘテ} 付^{クル}火

指_ニ云也

第十二 親玄云如常

劔印_一或_ハヒサニモヲキ或_ハ

ソハヘヨセテモツニ様也

五ウ

第十三 朱付_ニ加火水北甲

也_ト者 親玄云右ノ手ヲ

ニキルヲ云也 此印_ヲハマヘニ

ヨコサマニサケ(声左下○○)テ持_モツ也

第十四 朱付_ニ間小_キ散

者 師云ヒラク也(云云)

已上一ノ親玄法印口伝也

十九布字

親玄云初_ニ置_ハ歸_命句_一

末_ハ加_ソハカ_ラ中間_ニ略

之_一也(云云)

六才

√先根本印 火界咒_文

親玄云独古印也

√付此尊「秘印如何 親玄云
外五古印也咒^ハ慈救

咒也〈云云〉

六ウ

次三々昧耶撰召印^文

親玄云当流^{ニハ}結此印「誦

慈救咒」広沢^{ニハ}三々昧

耶撰召ノ真言ト云者アリ

誦其^{レヲ}也〈云云〉

已上不動法也

施餓鬼法

ra su pa ga taH sa rva

dha maH「可誦

次開咽喉^文 注二様アリ

何^{レモ}可用之^一

七オ

朱付彈指者大指中指ヲハヌル也

√次結前印「当食器」加持

飲食「誦真言」七反^文

師云上^{ヘノ}法ヲ可用^一大指

中指ノ甲ヲ摩スルコト三反

其後彈指二下也 彈指ハ

即大指、中指ヲハヌル也

已上親玄説也

故意教上人伝ニハ大指中

指ヲ摩ステ復、彈指ヲハ如常ニ

大指頭指ニテハヌル也（云云）

七ウ

灌頂護摩事

付醍醐三寶院流ニ護摩

時、投加持物ニ師取弟子指ニ

有此作法ニ大阿闍梨勤仕

護摩ニ時、作此作法ニ耶、

教授作護摩ニ時モ作此作

法ニ耶、親玄法印云

大阿闍梨、自作護摩ニ時、

作此作法ニ教授作護

摩ニ時ハ不作此作法ニ血

脈者チノミチノスクニ

下ルカ如ク 師資スクニ下ニ

名タリ 灌頂護摩時、師凡

八才

弟子呼事_モ師資相

侍_{シテ}下_ル義也是故教

授時_ハ不作此作法_一也_{（云云）}

如意宝珠日記事

九条殿兼実ノ日記在之_一

兼実者月ノ輪殿也

禅定殿下_{（口忠）}ヲチ_{（声左下○○）}也

兼実ノ日記_ト勝賢僧

正ノ注_トトハノ如意宝珠_ニ

出ラレタリ 如_ハ台ノ皮

籠ノ日記_トトハノ如意宝

珠_ハ唯仏舍利也 二十種ノ

香藥_ト牛玉廉玉等ヲソ_ヘ

テ入朱唐櫃_ニ被置_一也

如兼実ノ記_一者在_ル実

宝珠_一歟 但不_{シテ}見_中

記歟 用醍醐日記_一者

如是_一可得意_一 又真実_ニハ

八ウ

難知_一如兼実_ノ記_一歟

已上親玄記也

九才_一

正応三年十月五日記之

定仙

九才_一

〔裏表紙〕

撰_一十八帖_一

③【十三函一一八】

〔表紙〕

二十三条内 keM a (鋌阿)

并招魂法事

普賢延命法

三宝院 仁王經

親玄僧正口伝

仙芥集

〔本文〕

仁王經法 以光宝本

於大政法印一奉受

正応五年正月二十六日

√法印御房仰云今凶曼

陀羅醍醐正本也

√又仰云道場図等如此図一

少モ無相違一

√付道場観一到岸菩薩者タクカン

今不動明王事也大師ノ

仁王經ノ本尊ノ御図会ニモ

到岸菩薩トカキ付ケ明セリ

此尊ハ唯不動、左ニ持

輪一右持劔一也

√金剛平等印少モ無相違一

√付本尊加持一無所不至印

如文一注如文一經台印

一才

如文^一 外五古印如文^一

護摩事

一々如文^一 字輪觀如文^一

√付此法^一持經者(声左下○○) 読誦經^一也

已上

一ウ

仰云仁海僧正時以云^フ如照^ト

繪師^ヲ增益^ノ曼陀羅^ヲ

被^ル凶(声左○○)菜色也^一 スミカキ

ニハ非^ル也 定海僧正時、

以珍^チ海已講^ヲ 以仁海ノ增

益^ノ曼陀羅^一被^ル凶^シ改^メ

息災^ノ曼陀羅^一 新訳ノ

仁王經^ノ中^ニ大火大水及

大風^文火天天風天

也此三天^ヲ被^ル凶^ニ加^ヘ 此

即息災ノ由也 其外^ハ与

二才^一

增益曼陀羅^一無異事^一

此兩曼陀羅^ハ在三宝院^一

成賢僧正時、此^ヲウツシテ

遍知院ニ被安置」遍知

院門流ニハ」以此本」可

勤行」也」極楽房僧正

時、申出シテ」三宝院本」

勤行之」ソノマ」ニテ不シテ

返」我モトニヲク也非法也

終ニハ」自本処」可訴訟之」也

三宝院門流ニ」大師、自」
圖

会シ明ス」仁王經本尊ノ曼

陀羅明ス今ノ醍醐ノ曼

陀羅ノ中尊也但御筆ノ

本尊ハ立像也印相等ハ

無シ異」余ノ四尊モ明シケリ

別失テ」當時ハ唯」一体也

三宝院ノ家ツク」仁ハ」大師ノ

御筆ノ本尊ヲ相承スル

故ニヤワラ」當時ノ曼陀

羅ノ下ニカクル也覺雅

法印等不存知此由」歟

二ウ」

三才」

御筆ノ本尊ノ傍ラニ大師

到岸菩薩トアソハサルカ也

問仁海本ハ増益也定海

本ハ息災也付之勤行

作法等如何 仰云作法

印相道場觀等カワラ

サル也 但増益息災ハ

以其句一加陀羅尼末ニ也

又香藥ハ別也此等ノ異

也 護摩修法等モ只爾也

又付定海本ニ時ノ人難云ク

本尊増益ニテ法ヲ息災ニ

行スルコソ キホ (声左下○○) ナシ本尊ヲ

息災ニ改タムルヒカ事也ト

〈云云〉

√珍海已講、以定海墨書ノ

本一往寛信許ヘ此ヲ

ウツサス 其夜ノ夢ニ見ル

様、貴女、立岸上ヘニ ヲ

三ウ

四オ

ソロシケナル男等クム杓テ醍醐ノ
深砂河ノ水シムシヤカワカシラクタリ

ニ此ヲカク、貴女ハ此ヲカケ

サセテ被レテ仰ニ云ク我ガ寺ヲ

アサマニスル物ヲハ如此一罰

スル也ト云々珍海夢

サメテヲソレ入テ次ノ日從テ

寛信ノ許トニ 乞ヒ返ス之ヲ

雖爾一其日ヨリ口ロ病付テ

ヤカテヤミテ死スル也ト（云云）

已上親玄僧正説也

私云改ル増益曼陀羅一勝

覺歟光宝次第ニ其

由見也雖爾一寛信ノモト

へ 珍海ユク付テハ其一定海ノ時ノ

事歟

了一上人云珍海已講ハ三論学

生也与寛信一同法也三論

絶テスタレタリ 珍海興之一大

四ウ

五オ

事ノ論義等興之也

珍海ハ定海ノ弟子也

元海ノ弟也元海僧都

法勝寺ノ執行俊寛

珍海三人兄弟也

珍海ハ非仏師ニハ公達繪

也（云云）

但三寶院変異也^⑧

問付テ行法ニ付大法ニ作スト云ヒ

付テ別行次第ニ作スト云、其

由如何 仰云付大法ニ者

金剛界ノ成身会マテ行シテ之ニ羯

磨已下ヲ略也付別行次第ニ

者通シテ諸尊ニ非ス如ニ十八道ノ

金剛界ノ成身会以前ヲ

トリ入テ行也薄双紙ノ

中ニカヤウノ次第アリ引テ

可見ニ五相成身ヲハ不行也

五ウ

略五相「入道場觀」也通

諸尊「有ル此事」可也非

十八道「非金界」中間也

指馱都「非云ニ別行」

也「云云」

普賢延命法

以光宝本「於大政法

印「奉受」

√仰云此法無別事「

√本尊加持処難訓「

処、結シ頸胸腰肩

腕膝脛ハキ之後ロラ「堅カタクス」首

頭ヲ「可訓」堅首頭

者仰云云フ結ブラ首頭ニ也

招魂法事

仰云行此法「時必非ス可作

此作法「人玉ノ出時、

或大法或供或護摩、如ク

此「行シテ修招魂法」也

六才「

六才「

○玉不出時ハ雖行此法一不修招魂法也⁽⁹⁾

別在私次第一此儀式如何

仰云唯白表紙也少^シ

記本文一無誤一也

仰云陰陽道ニ招魂ノマツ

リトテ在之一其ハ陰陽

師マツル也ト〈云云〉

一交了

七才

〔裏表紙〕

撰〈十八帖〉

- (1) 真全二七・三三一下
- (2) 真全三九・三六七上
- (3) ルビ「コトハ」は、テキストでは左側。
- (4) 「喩曰 中略 不可不思」『弁頭密二教論』大正蔵七七・三七六C一六
- (5) 文中「利」は取消され、上下左右に片仮名にて「ヒ」とある。
- (6) 三五丁右最後と「キ」が重複するが、原本通りに記載した。
- (7) 本文中「文」が取り消され、右に「空」と記される。
- (8) この一行別筆。
- (9) この一行別筆。傍注か。

